

第5次野洲市男女共同参画行動計画 男女共同参画プランやす（案）に係る
パブリックコメントの結果について

1. 閲覧および意見募集期間

令和7年11月26日（水）～令和7年12月16日（火）

※ただし、各施設での閲覧等については、執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、
人権センター（人権施策推進課窓口）、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能

3. 意見提出件数

11件（2名）

4. 意見の内容及び市の考え方

	計画 頁	意見概要	意見に対する市の考え方
1	p. 11 ～12 p. 32 ～35	学校・職場・地域社会と連携をとり啓発の場を設け、 これからの自分の人生の問題として捉えてもらう一 層の努力が必要だと思います。	基本目標 I 「男女共同参画を進める 意識づくり」に基づき、地域への情 報提供や多様な学習機会の充実を図 るとともに、学校や地域と連携して、 啓発を推進します。
2	p. 13 ～14 p. 32 ～33	ジェンダーについて理解を深めるためには、市民が 毎月手にする「市の広報」参画のコーナー」を設け、 年間（例えば6回）とシリーズで掲載することを提 案します。	より有効な啓発手法について検討し ていきます。
3	p. 33	毎年6月に「参画フォーラム」が開催されますが、 専門の知識や研究者の講師を招いて欲しいです。 今の予算では、無理であり啓発のための予算増を強 く願います。	男女共同参画フォーラムについ ては、幅広い世代の市民が参加いた だけるよう内容や講師の選定を検討し ます。また、開催に必要な予算の確 保に努めてまいります。

	計画 頁	意見概要	意見に対する市の考え方
4	P. 36 ～37	ワークライフバランスについては、男女ともに行政に対し、育児・介護施設の充実の要望があります。現実介護を担っている介護者へのケアが必要です。ヤングケアラーには、周囲の援助への声や助けを求め、声をあげる場があることを知らせることが急務です。	男女ともに介護に直面しても退職や社会的孤立に陥ることなく、介護保険等のサービスを活用して仕事と介護を両立し、安定した生活が送れるよう支援します。また、関係課と連携し、相談窓口の周知等、啓発を進めてまいります。 また、こども・若者へのヤングケアラーの認知を高めるため、助けを求めやすい環境づくりに努めるとともに福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携を行い、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。
5	p. 23 p. 33	地域のリーダーの育成などほとんど見えていません。人権センターの認知度や活用もあまり感じられません。気軽に立ち寄れる雰囲気づくりが必要です。	男女共同参画推進におけるリーダー育成のため、市民が主体的に参画できる研修や実践活動の機会の充実を図ります。また、人権センターの認知度向上に努めます。
6	p. 34	教職員による児童の盗撮などの事件があり、不安があると思います。 PTA、行政、地域社会が一体となり、インターネット上の犯罪などICTリテラシー、メディアリテラシーなど向上を図る必要があります。	市内の小中学校では、児童生徒への性暴力に関する研修を行っております。また、施設の点検も定期的に行っております。今後も関係課と連携し、リテラシー向上に向けた取組を進めてまいります。
7	p. 41	意思決定の場の女性の参画拡大は、重要です。「政治分野における男女共同参画に関する法律」がH30(2018)にでき、地域議員の選挙における男女均等が目指されました。野洲市の女性議員は、現在4名で県内では多いですが、人口の半分は女性であり特に弱者の側に添う女性の視点は大事です。地域における政治分野への取り組みの推進と啓発が必要です。 また、自治会の女性の参画は、全国平均より低い状況です。野洲市の参画条例より「第4条の2の項には、市民の責務として自治会も団体の一つとして参画の推進に努めなければならない」とあります。市からの周知と自治会への参画への努力を望みます。	選出の機会等を通じて、関係課と連携し、女性の参画についての重要性について取り組みの推進と啓発を進めてまいります。

	計画 頁	意見概要	意見に対する市の考え方
8	-	プランには、年表の記載が必要です。 世界・国・地域の女性たちの声で法律や条例が つくられ、社会も変りつつあります。 年表から動きのプロセスが見え、学びを感じ ます。	本計画の資料編に、男女共同参画に 関する重要な出来事や法制度の変遷 を示す年表を記載いたします。
9	p. 49 ～50	県内でも「パートナーシップ制度」を導入した市 がありますが、多様性の尊重を目指し、野洲市も前 向きに動いて欲しいと思います。	「パートナーシップ制度」の導入に ついては、令和8年4月から運用が 開始できるよう準備を進めていま す。
10	p. 11 ～14 p. 32 ～35	学校、職場、地域社会では人権学習の機会があ り男女共同参画についての気付きがなかったか と思います。 男女共同参画について、ジェンダー平等につい て市民に理解してもらうため市民が毎月手にす る市の広報に参画のコーナーを設け、何回かシ リーズで掲載することを望みます。	基本目標 I 「男女共同参画を進める 意識づくり」に基づき、地域への情 報提供や多様な学習機会の充実を図 るとともに、学校や地域と連携して、 啓発を推進します。 また、広報については、より有効な 啓発手法について検討していきま す。
11	p. 33	毎年6月に参画フォーラムの講演会等が市の主 催で開催されます。 男女共同参画について専門に取り組んでいる人 やジェンダーの研究者の人を講師として招いて ほしいです。それらへ謝金についての予算を増 やしていくよう願います。	男女共同参画フォーラムについては、 幅広い世代の市民が参加いただけ るよう内容や講師の選定を検討し ます。また、開催に必要な予算の確 保に努めてまいります。